

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	平成26年年頭の年金関連トピックス	P1
【コラム】	確定給付企業年金の監査について	P5

平成26年年頭の年金関連トピックス

明けましておめでとうございます。本年も「りそな企業年金ノート」をよろしくお願ひ申し上げます。さて、今月号では、昨年末から年明けにかけて出てきた企業年金および公的年金等に関するトピックスについて解説いたします。

1. 平成26年度税制改正大綱について【厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金関連】

2013（平成25）年12月12日、与党（自民党・公明党）から「平成26年度税制改正大綱」が公表され、同月24日に閣議決定されました。企業年金関連では、以下の改正が盛り込まれています。

(1) 企業型確定拠出年金（DC）の拠出限度額の引上げ

企業型DCの拠出限度額が、図表1のとおり引上げられることとなりました。これを受けて、確定拠出年金法施行令（第11条）が改正される見込みですが、具体的な施行時期は現時点では未定です。

<図表1> 企業型DCの拠出限度額の引上げ

	現行	改正案
他の企業年金がない場合	月額5.1万円	月額5.5万円
他の企業年金がある場合	月額2.55万円	月額2.75万円

(2) 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）の課税停止措置の延長

特別法人税の課税の停止措置の適用期限が、現行の2014（平成26）年3月31日から更に3年延長されることとなりました。これを受けて、租税特別措置法（第68条の4）の改正を盛り込んだ税制改正法案が今般の通常国会に提出される見込みです。

なお、今般の税制改正大綱では、特別法人税に関連する措置として、①法人住民税法人税割の税率の改正（標準税率：17.3%→12.9%）、②地方法人税（国税）（仮称）の創設（特別法人税額×4.4%）および③課税対象の追加（公的年金の一元化等に伴い国家公務員共済、地方公務員共済および私立学校教職員共済に新たに創設される退職等年金給付に係る積立金）などが盛り込まれており、課税停止措置が将来解除される際は何かの実務的対応を要することが想定されます。

(3) 年金課税の総合的検討

12月12日公表の与党税制改正大綱には、検討事項として、「年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意して、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する」旨が記載されています（同月24日に閣議決定された大綱には、具体的な記述はありませんでした）。

<ご参考資料>

平成 25 年 12 月 12 日「平成 26 年度税制改正大綱」（自民党ホームページ）

https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf128_1.pdf

平成 25 年 12 月 24 日「平成 26 年度税制改正の大綱」（財務省ホームページ）

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/251224taikou.pdf

2. 社会保障審議会企業年金部会の設置について【厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金関連】

2013年9月25日の第26回社会保障審議会において、同審議会の傘下に「企業年金部会」を設置することが決定しました。これまで企業年金等に関する議論は「年金部会」で行われていましたが、2014（平成26）年4月施行の厚生年金基金の制度改正に向けて第三者委員会の設置等を検討する必要があることや、確定給付企業年金（DB）や確定拠出年金（DC）など企業年金全般のあり方について議論を進める必要があることから、より専門的な見地から議論を行う場が設置された次第です。

(1) 第1回会合について（2013年10月29日開催）

第1回会合では、今後の検討のスケジュールとして、年度内（2014年3月まで）は厚生年金基金制度の改正に向けた検討を行い、その後、企業年金制度の在り方についての議論を開始することとされました。

(2) 第2回会合について（2013年12月18日開催）

第2回会合では、同年11月5日付でパブリックコメント手続きにより公開された「政省令等の改正案の概要」について審議され、当該パブコメで寄せられた意見および委員からの指摘等を踏まえて、図表2のとおり修正することが了承されました。

<図表2> 「政省令等の改正案の概要」において修正される項目

項目	主な修正内容
特 例 解 散	<ul style="list-style-type: none"> 分割納付特例の申請時に納付計画を提出しない事業主は連帯債務の対象 解散計画を提出して特例解散を行う場合、計画提出時から解散認可時までの最低責任準備金の不足分に係る利率は国債利回りを適用
清 算 型 基 金	<ul style="list-style-type: none"> 指定要件を満たすものの今後の方向性について適切な検討を行わない基金に対する報告徴収および改善命令等の実施 清算型基金に対する役員改任命令等の実施
財 政 運 営	<ul style="list-style-type: none"> 存続を目指す基金に対する非継続基準抵触時の掛金対応の緩和（法施行後5年間） 中小企業に対する母体企業の経営状況報告の一部緩和 解散方針を決議した基金に対するモニタリング報告の免除
他 制 度 へ の 移 行	<ul style="list-style-type: none"> 他制度への移行を前提に分割を行う基金に対する人数要件の緩和 基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換に係る申出期限の撤廃 基金から確定給付企業年金への権利義務移転に係る代議員の議決要件の緩和
解散等に伴う手続	<ul style="list-style-type: none"> 記録整理の仮完了の要件緩和（申請前突合を1度行うことをもって仮完了とする）

<ご参考資料>

社会保障審議会 企業年金部会（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f07.html#shingi163664>

3. 2012年度末の厚生年金基金の財政状況（速報値）について【厚生年金基金関連】

前述の第2回社会保障審議会企業年金部会では、厚生年金基金の2012年度末（2013年3月末時点）の財政状況も併せて公表されました。

(1) 最低責任準備金に対する積立の状況（速報値）

2013年12月17日現在の速報値に基づき406基金について推計したところ、最低責任準備金に対する純資産額の比率が1未満の「代行割れ基金」は72基金（全体の約2割）、同比率が1以上1.5倍未満の「代行割れ予備軍」は288基金（全体の約7割）、同1.5倍以上の「存続可能な基金」は46基金（全体の約1割）となりました（図表3）。代行割れ基金の割合が4割から2割に半減するなど、昨年来の株高による資産運用環境の好転が基金財政の回復に寄与したものと推察されます。

＜図表3＞最低責任準備金に対する純資産額の比率（速報値）

積立比率	2011（平成23）年度末	2012（平成24）年度末
1.5倍以上【存続可能な基金】	49基金（約1割）	46基金（約1割）
1.0以上1.5未満【代行割れ予備軍】	303基金（約5割）	288基金（約7割）
1.0未満【代行割れ基金】	210基金（約4割）	72基金（約2割）

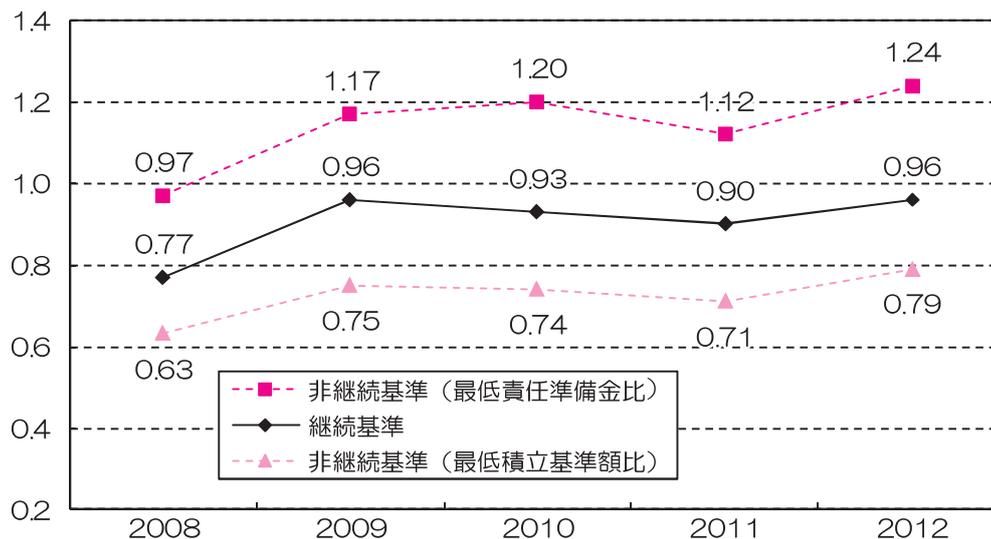
（注）2013年12月17日現在の速報値（406基金の推計）。

（出所）第2回社会保障審議会企業年金部会「参考資料3」

（2）財政検証の状況

直近5年度の財政検証（継続基準・非継続基準）における積立水準の推移は、図表4のとおりです。2008（平成20）年度はいわゆるリーマンショックに見舞われた年でありいずれの積立水準も過去最低を記録しましたが、その後徐々に持ち直し、2012年度は前述のとおり資産運用環境の好転を受けて、積立水準は回復傾向がより顕著となっています。

＜図表4＞財政検証における積立水準の推移



（注）2013年12月17日現在の速報値（406基金の推計）。

（出所）第2回社会保障審議会企業年金部会「参考資料3」

＜ご参考資料＞

第2回社会保障審議会企業年金部会 資料（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000032556.html>

4. 社会保障制度改革の動向【公的年金関連】

2013年12月5日、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革プログラム法）が可決・成立し、同月13日に公布・施行されました（平成25年12月13日法律第112号）。同法では、今後の社会保障改革の全体像および進め方を明示するとともに、「少子化対策」「医療制度」「介護保険制度」「公的年金制度」の4分野における具体的な改革の実施時期および法案提出時期を明示しています（図表5）。

また、同法では、社会保障制度改革の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる「社会保障制度改革推進本部」と有識者からなる「社会保障制度改革推進会議」を設置することとされています。

＜図表5＞社会保障制度改革プログラム法の概要

	主な内容
講ずべき社会保障制度改革の措置等	受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの ※医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。
少子化対策	既に成立した子ども・子育て関連法、待機児童解消加速化プランの着実な実施 等
医療制度	病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等
介護保険制度	地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等
公的年金制度	既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等
改革推進体制	・関係閣僚からなる「社会保障制度改革推進本部」の設置 ・有識者からなる「社会保障制度改革推進会議」の設置
施行日	公布の日（2013（平成25）年12月13日） ・社会保障制度改革推進本部の設置は、公布日から1月以内の政令で定める日 ・社会保障制度改革推進会議の設置は、公布日から6月以内の政令で定める日

（出所）法案概要を基にりそな企業年金研究所作成。

また、同法では、社会保障制度改革の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる「**社会保障制度改革推進本部**」と有識者からなる「**社会保障制度改革推進会議**」を設置することとされています。

＜ご参考資料＞

法案概要（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/185-01.pdf>

社会保障・税一体改革ページ（首相官邸ホームページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/syakaihosyou2013.html>

年金制度の改正について（社会保障・税一体改革関連）（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/topics/2012/tp0829-01.html>

5. 責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の動向

【厚生年金基金・確定給付企業年金関連】

2013年12月26日、金融庁所管の日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会は、「**責任ある機関投資家**」の諸原則（案）を公表しました。

スチュワードシップ（stewardship）とは、そもそも「神から委ねられた恵みや財産を責任をもって管理する」という旧約聖書に由来する言葉であり、現在では「世話役」「監督・報告責任」「管理・職務を全うすること」等の意味で用いられています。資産運用においては、いわゆる「受託者責任」に類似した概念だといえます。

スチュワードシップ・コードは、2010年7月に英国で策定された機関投資家向けガイドラインであり、株主・取締役・機関投資家などの利害関係者がスチュワードシップに則り投資先企業に働きかけることにより、投資先企業の持続的成長を促し、もって顧客および受益者の中長期的な投資収益の拡大を図ることを目的としています。今般公表された「責任ある機関投資家の諸原則」は、まさに英国のスチュワードシップ・コードを規範としたものであり、7つの原則で構成されています（図表6）。

＜図表6＞日本版スチュワードシップ・コードにおける7つの原則（案）

1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

なお、本案については、現在パブリックコメント手続きによる意見募集が行われており、2014年2月にも採取決定されるものと見込まれます。

＜ご参考資料＞

「責任ある機関投資家」の諸原則（案）の公表について（金融庁ホームページ）
<http://www.fsa.go.jp/news/25/singi/20131226-6.html>

りそなコラム

確定給付企業年金の監査について

第44回のコラムのテーマは、確定給付企業年金（DB）の行政監査に関する、DBを実施しているA社の担当者「B係長」と、その上司「C課長」との間のディスカッションです。

B係長：C課長、1ヶ月ほど前に行政に提出した書面監査の結果が届きました。

C課長：どれどれ、「規約型企業年金の書面監査（検査）の結果について（通知）」か。「平成〇〇年〇月に実施した標記については、貴職をはじめ企業年金担当者のご努力により、事業運営及び事務遂行は良好に実施されているものと認められました・・・」。うむ、良かったじゃないか！

B係長：はい、これでようやく一段落ついたということですね。

C課長：そうだね。監査にあたり報告書作成時にも勉強したとは思うが、これを機にもう一度振り返ってみようか。

まず、DBの監査については、DB法第101条と102条に記載があるが、具体的な内容については、平成22年11月1日に発出された「確定給付企業年金監査実施要綱」に定められており、制度の実施から概ね3年を経過している事業主を対象としているということだね。

B係長：はい、毎年2回、概ね4月と10月に実施されます。

C課長：うむ。監査には「**一般監査**」と「**特別監査**」の2種類があって、一般監査はさらに「**書面監査**」と「**実地監査**」の2種類があるんだ。書面監査は、主にDB法で定められている事業主等の義務についての遵守状況を確認するための事項と、年金制度の状況を把握するための数値報告で構成されていて、特に前者のコンプライアンス遵守状況に監査の重点が置かれているね。書面監査では、監査通知とともに監査資料（規約型は様式第1号、基金型は様式第2号）が送付されてくるんだ。回答期限は、通知の到達から概ね1ヶ月以内だ。

実地監査は、書面監査を行った事業主のうち、回答内容を踏まえて事実関係を確認する必要があると判断された場合に実施されるんだ。つまりは、書面監査の回答が思わしくなかった事業主に對して行われると考えていいだろうね。

最後に、特別監査は「必要に応じて行う」ものとされているが、実際には、法令違反等の疑い等がある場合等に実施されるものだったね。

B係長：はい、わが社は書面監査で「良好」と判断されたので、実地監査には至らなかったということですね。

C課長：そうだね。書面監査の書式は、厚生労働省または地方厚生局のホームページからダウンロードできるんだ。実際には、書面監査の項目は各地方厚生局ごとに若干異なっていて、事業主が管轄を受ける地方厚生局の書式でもって回答するんだよ。それでは、主な項目について振り返ってみようか。

B係長：はい、まず「**2. 加入者に関する事項**」では、加入者数ならびに厚生年金保険被保険者のうち加入者でない従業員の数を記載する項目がありますね。

C課長：うむ。厚生局によっては、厚生年金保険被保険者の総数についても記載させるようになっているところがあるんだ。このことから想像されるのは、加入させるべき加入者を適正に加入させているかが確認されているということだろうね。数値の時点が同じであれば、「厚生年金保険被保険者の総数－加入除外者数＝加入者数」という算式が成り立つからね。

B係長：そういうことなんですね。続けて、「**加入者原簿**」の備え付けについての問いがあります。

C課長：加入者原簿については、紙で常時備え付けていなくても、電子情報による取扱いでも即時に印刷できるような状態となっているのであれば問題はない。わが社の場合は、加入者から閲覧の請求があれば、幹事会社であるD信託銀行のシステムから即時に印刷することができるようになっているんだ。ここで大切なのは、加入者原簿を備え付けていることだけでなく、加入者原簿の記載内容だよ。DB法施行規則第21条には加入者原簿に記載すべき事項として、①加入者の氏名・性別および生年月日、②加入者の資格の取得および喪失の年月日、③使用されている実施事業所の名称、④国民年金法第14条に規定する基礎年金番号、⑤その他給付の額の算定に関し必要な事項の5つが定められているんだ。これらのうちどれか1つでも欠けていると、法令の要件を満たしていないことになるんだ。特に基礎年金番号などは、人事データとして管理していたとしても、加入者原簿に載せていないこともあるかもしれないから、注意が必要だよ。

B係長：はい、わが社の場合、平成22年の省令改正で基礎年金番号が加入者原簿の記載項目に追加されたときに、既に対応を済ませています。

C課長：うむ。次は「資格を喪失した加入者等への説明」だ。DB法施行令第50条の4および同法施行規則第89条の5に定められている通り、中途脱退者に対しては、脱退一時金を受け取るだけでなく、脱退一時金相当額を他の年金制度等へ移換するという選択肢もあるということを説明しないといけないんだ。

B係長：はい、わが社の場合、幹事会社のシステムで自動的に説明文書が作成されるので便利ですね。中途脱退者には、必ずこの説明文書を手交して説明しています。

C課長：そうだね。次は「3. 給付に関する事項」の「年金の請求の状況」についてだ。冒頭の「年金の受給開始要件を満たしているのに、受給していない方はいますか（受給待期（繰下げ）者を除く）」という問いに対して、「いる」と答えているようでは勿論よろしくないね。要件を満たしたら速やかに受給できるよう、会社としては前もって十分に本人に説明しておかなくてはならないんだ。請求しないまま退職して連絡もつかなくなってしまった、なんてことにならないようにしっかりとした体制を整えることが必要なんだ。

+ B係長：はい、わが社では、退職の1ヶ月以上前に一連の手続きについて説明し、裁定請求書も提出いただくことにしています。また、支給の繰下げを希望する方の管理は、D信託銀行のシステムで、繰下げ中者のリストや繰下げ満了時のリストなどが取り出せるので、そうしたリストを活用して未請求の防止に努めています。

C課長：うむ。しっかりと対応できているようだね。では次は、「6. 業務概況の周知状況」だ。DB法第73条第1項において、DBに係る業務の概況について加入者に毎事業年度1回以上周知することと定められているんだ。監査では、周知に用いた配布資料等の添付も必要だよ。実は信託銀行に聞いたのだが、業務概況の周知は、DBの監査において最も重点が置かれている項目の一つらしいよ。情報開示は受給権保護の柱の一つだからね。周知資料もただ単に作ればよいというわけではなくて、DB法施行規則第87条第1項に定められている8項目すべてを、同条第2項に定められた方法のいずれかで周知しなくてはならないんだ。項目が一つでも欠けていると、周知すべき項目の不足ということで指摘事項になるんだよ。

B係長：信託銀行のシステムからは、業務概況の周知資料の雛型や作成要領が取り出せますので、わが社はこれを利用して、法令の要件を満たしたわかりやすい資料を作成するよう心がけています。

+ C課長：そうだね。信託銀行の雛型は、項目をすべて埋めていけば、自ずと法令の要件を満たすようできているので便利だね。それから、加入者に対しての周知は必須だが、年金受給者等に対しての周知は努力義務になっている。できれば受給者に対しても周知は行った方がいいね。わが社では加入者向けの資料と同じ内容のものを「年金だより」として受給者にも郵送しているから、この点でも対応ができているね。

B係長：はい。それから、「7. 資産運用に関する事項」では、「運用の基本方針」を策定している場合は当該基本方針の添付も必要でしたね。

C課長：うむ。規約型DBの場合、加入者数300人未満かつ運用資産3億円未満であれば、法令上は基本方針を策定する必要はないんだ。でも、いつこの要件を超えるかわからないし、現在のように資産運用のガバナンスが重要視されている状況では、要件に関わらず基本方針は策定するべきだと思うよ。基本方針に基づく政策的資産構成割合についても、規約型のDBでは必須ではないが、定めておきたいね。資産運用は受託機関まかせというのではなく、予定利率や年金財政などに見合った政策的資産構成割合を自主的に定めて、それをもとに各受託機関に運用の指示を出すのが事業主としての責務だね。もちろんその際には、受託機関と十分に相談することが必要だよ。

- B係長：そうですね。それから、「8. 個人情報の保護に関する事項」はいかがでしょうか。わが社では、人事部長が個人データの管理責任者に選任されていますが。
- C課長：企業年金に関する加入者・受給者の個人データは、きわめて重要な個人情報だから、事業主として厳密な取扱いをしなければならないね。わが社では、個人情報の管理責任者である人事部長が、担当役員の任命を受けて、「企業年金等に関する個人情報の取扱準則」に基づく個人データ管理責任者となっている。その上で、加入者・受給者データにアクセスできる人員とその権限を明確に限定し、情報の利用、安全管理に十分配慮しているんだ。さらには、具体的な個人データの保護措置に習熟させるための教育・研修も行っている。もちろん業務委託先に対しても、業務委託契約において個人情報保護の規定を明確に定めるなど、管理監督をしっかりと行っているんだよ。
- B係長：はい、わかりました。監査の主な項目は以上のようなところでしょうか。
- C課長：そうだね。DB制度にかかわるその他の数値報告については、直近の財政決算報告書や事業報告書から転記できるから、特に問題はないだろう。
- B係長：ところで、書面監査の回答が十分でなく実地監査に至る場合は、どのようになるのでしょうか？
- C課長：聞いたところでは、おおむね次のような段取りとなっているらしいね。まず、書面監査の提出期限から約1ヵ月後に、地方厚生局から実地監査を行う旨の連絡があって、日時を調整したうえで、追って実地監査の通知書類が郵送されてくるらしい。監査の当日は、午前9時30分から午後5時まで、2～4名の担当官がほぼ1日かけて監査を行うらしい。また、事前提出資料として直近のDB規約が求められるほか、当日までの準備資料として、直近2年度分程度の「規約」「規約変更承認申請（届出）書」「（規約に引用されている）社内規程」「加入者原簿」「裁定請求に関する書類」「掛金拠出に関する書類」「資産運用に関する書類」「個人情報保護に関する書類」等を用意しなければならないんだ。
- B係長：準備だけでもたいへんですね・・・
- C課長：そうだね。そして、監査当日は、「ヒアリング」「調査」「講評」などの流れで行われるらしいよ。後日、当日中に調査しきれなかった項目について追加の確認が行われるなどした後に、監査結果が書面にて通知されるんだ。書面では、約1ヶ月後までに改善計画ないしは改善結果を報告することが求められ、その対応が完了してようやく終了となるんだ。
- B係長：実地監査になると、時間、労力ともに相当な負荷がかかるのですね。
- C課長：法令、規約に則った制度運営を心がけて日常業務を着実にやっていけば、いざ監査となっても、特段あわてる必要はないということだよ。
- B係長：はい。わかりました。では、この監査結果を部長に報告してまいります！

企業年金ノート No.549

平成26年1月 りそな銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>